

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

7月27日 第2回口頭弁論

法廷で航空機騒音のビデオ検証（上映）



2018年6月23日午後2時46分横田基地に着陸したCV22オスプレイ。着陸直前や離陸直後の飛行を原告がビデオ撮影しました。これらを法廷で上映します。（写真はyokotajohoブログより）

来る平成30年7月27日（金）10:30より東京高等裁判所において、第2回口頭弁論期日が実施されます。

第2回期日においては、まず国側が提出した控訴理由書、主に横田基地の利用には高度の公共性があるとの主張、損害賠償額が高額であるとの主張、国側が施している防音工事をもっと評価すべきとの主張に対する反論の準備書面を提出します。

さらに、本期日においては、「ビデオ検証」が実施されます。これは、東京高裁大法廷のスクリーンで我々の用意した横田基地に飛来する航空機、周辺地域を爆音で通過していく航空機、さらには横田基地に飛来したオスプレイを撮影したビデオを放映し、裁判官に横田基地騒音の凄まじさと頭上すぐ上を通過していく航空機の

恐ろしさを疑似体験してもらうものです。

ビデオの内容はこれまで基地騒音を計測した際に弁護団が撮影したデータ、原告団や地域の皆さんが日々の生活の中、「すわ！騒音だ！」と感じたときにビデオを構えて撮影したものを弁護団で編集したものです。

9月27日には裁判官達が実際に被害地域に赴き、騒音を体験する検証（現地進行協議）が実施されますが、ビデオ検証は、実際の検証の前に実施する「プレ検証」とでも言える重要な機会です。

7月27日は、大法廷に集結し、我々原告団が日々苛まれている航空機騒音を裁判官達が聞き逃さないよう、法廷を満席にして期日を大いに盛り上げましょう。【弁護士 杉野 公彦】

高裁第2回口頭弁論にご参加を

7月27日（金）

東京高裁101号法廷

9時30分 東京高裁前集合
9時40分頃から一般傍聴抽選券が配布されます
10時30分 開廷

【3回目以後の裁判スケジュール】

9月27日(木) 10時～17時	現地検証（八王子、昭島、立川、福生、瑞穂町の被害地域）
10月12日(金)	（現地検証予備日）
11月20日(火) 10時～17時	第3回口頭弁論 （本人尋問・証人尋問）
2019年1月31日 14時30分	第4回口頭弁論（結審予定）

地下鉄東京メトロ丸の内線霞ヶ関駅下車1分

5月25日 第1回口頭弁論 国の住民無視、司法判断軽視を断罪し、騒音訴訟に終止符を！

実効性ある司法救済を求める



原告団団長 大野 芳一

私は、第1回騒音訴訟の立ち上げから関わり43年になります。当時、ベトナム戦争が終わり、横田基地の空も静かになり、いずれ、遠からず返還される日も来ることだろうと、私も含め多くの住民が期待していました。

しかし、昭和50年夏、突如、嘉手納基地からC130機を擁する輸送部隊の移駐が発表され、急遽、反対運動を組織し近隣市町で署名活動を行いました。結局、移駐は強行されました。このことが引き金となり、騒音訴訟の提起へと進展しました。移駐したC130機は、即、市街地上空での訓練飛行を始め、騒音が住民の頭痛の種となり、今日の状況につながっていま

す。したがって、「夜間早朝の飛行差し止め」は住民の悲願であり、同時に「静かな空を」孫子に遺すのは親の責任との思いも変わりません。

にもかかわらず、国の態度は、一向に変わる事なく、国防公益、軍事公共性を声高に主張し、この間の判決で指摘された国の騒音対策の怠慢に何らの反省も示さず、また、要請交渉では、「周辺住民にとって深刻な問題であり、騒音軽減は重要な課題の一つと認識」「周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考え」と十年一日のごとき回答を繰り返すのみです。こうした国の基地行政の在り方に一石を投じるには、司法判断の軽視とも言える国の対応に言葉（文言）だけでなく、住民にとって有効な規制を判決することが不可欠であり、私たちは司法が勇断をもって住民の期待に応えることを求めて止みません。

家族団らん時間帯の飛行差止は悲願



八王子在住 後藤 千恵子

私が住む八王子市久保山町は横田基地から約6km離れているのに騒音コンター80Wです。

特に私の家は飛行コース直下で、山を造成した高台にあり、飛行機のお腹が見えて、操縦士の顔が見えそうなほど頭上低く飛びます。毎日、家族との会話や友達との電話の音が聞き取れず何回も聞きなおすことを繰り返しております。日没後や曇天の日の機体が見えずに爆音を聞く不気味さや数機編隊での騒音の連続にイライラして気持ちが悪くなる等々、

被害感の増大の現状を強く訴え、更にこの夏にはオスプレイ5機の配備がされることを強調しました。

八王子・日野支部では町会会館裏に設置した騒音測定機のデータで毎月の「騒音報告」を基に、八王子市役所に報告・打合せし、市自らがこの騒音問題に真摯に取り組むよう求めてきました。この活動への支援となる判決を期待すると主張しました。

「米軍機の飛行差止」は強い要望です。飛行騒音がなくなり、私たちの普段の生活や健康が取り戻せることを期待しています。静かな夜を返してほしい、せめて家族団らんの時間帯と夜間・早朝は飛ばないことへの判決要請を強く陳述しました。

第3回進行協議

5月25日、第3回進行協議期日が開かれました。まず、7月27日第2回口頭弁論期日において航空機騒音のDVD上映をすることが決まりました。また、9月27日に実施される現地検証の

行程について、次回7月27日曜日までにこちらから調整した案を提出することとなりました。さらに、11月20日に実施される当事者尋問についても、人数、時間等を調整することとなりました。

以上のとおり、結審に向けて手続は着々と進

第43回公害被害者総行動デー 政府交渉(6月6日)



全国基地爆音訴訟連絡会の金子豊貴男代表から要請書が手渡された。



外務省・防衛省合同交渉には38名の要請団が参加した。外務省から1名、防衛省から17名の担当官が回答にあたった。

外務省・防衛省 合同交渉

2018年6月6日、衆議院第一議員会館にて、防衛省・外務省に対して、全国の爆音訴訟の原告団と一緒に、基地爆音被害を解消して基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書を提出するとともに、要請書に書かれた要求項目に対する回答を求めました。回答の概略は、いずれの要求項目でも「周辺住民にとって航空機騒音は深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題であると認識している」としながらも、「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを

増しており、日米安保条約の目的達成のため、アジア太平洋の安定に資するので、訓練飛行や降下訓練、オスプレイの配備運用は必要である、被害軽減のため周辺対策として防音工事を行っている」というものでした。

米朝会談が行われる直前の時期であるにもかかわらず、その情勢が反映されていない、例年と同じような回答が目立つものとなりました。不十分な回答内容については文書での回答を求めることを約束し交渉を終了しました。 【弁護士 佐々木 洪平】

環境省交渉

環境省交渉は、省庁側から9名、要請団側から4団体25名、合計34名の参加で、予定していた1時間を超えて行われました。

この交渉では、例年、①低周波や健康被害の調査の進捗状況の確認、②騒音調査の現状確認と環境基準が実現出来ない現状についての環境省としての対応のお願いが主な話題です。

①については、今年は、低周波については、風力発電

についてではありますが報告書がまとめられており、その中には航空機関連文献もあること、また、健康被害についてもWHOガイドライン文書等の研究を行っていることなど具体的な回答があったことが成果でした。②については、環境省としては、測定データの提供と環境基準を守るようにとの要請しかできないという例年通りの回答でした。これに対して、近年の訓練拡大なども考慮して、より広範な空港周辺地域の騒音測定も行い、より一層騒音の低減をさせるように働きかけるよう要請しました。【弁護士 與那嶺 慧理】

国土交通省交渉

国土交通省への要請では、主に各地の米軍基地に存在するラプコン（米空軍の管制下にある空域。国内民間機等がこの空域を飛行するときには、米空軍の航空管制を受けなければなりません。）の返還を求めることや、嘉手納基地周辺では、いわゆる嘉手納ライバルにより、国内民間機が地上300メートル以下の低空飛行を強いられていることの問題点について追及しました。

この問題の本質は、日本の領空が米軍機の飛行のための空域として指定され、そのために国内民間機等が危険な飛行や迂回飛行を強いられているという点にあります。しかしながら、国交省は、これらの問題について、国際基準（アイカオ）に沿った内容となっているので、安全上は問題がないという形式的な回答や、防衛省の所管事項であることを口実に回答を拒否するという対応に終始する対応でした。

今後も、さらなる追及を続けていく必要があります。

【弁護士 佐藤 宙】

6月6日第43回全国公害被害者総行動デー

全国基地爆音訴訟連絡会議を代表し、新田原基地爆音訴訟原告団 黒木義博団長が被害の訴えをしました。



総行動デー 毎年参加しています！

6月6日は、雨の中を第43回全国公害被害者総行動デーに参加しました。

今までは日比谷公園の中で事前集会をしましたが、今年は公園内はデモ禁止と言われました。しかし、集会の自由は憲法21条で保証されています。安倍政権の下で表現の自由が抑圧されるのは極めて良くない兆候です。

瑞穂支部は環境省の交渉に行きました。やる気が有るのか無いのか、去年と全く同じ回答でした。しかし弁護士の先生が追求してくれたおかげで、情報開示請求をすれば資料を出してくれると分かりました。

去年のオープニングイベントで漫才を披露してくれたおしどりさんが情報開示請求の仕方をホームページで説明しているので、これを参考に情報開示請求してもいいでしょう。

夕方からは消防会館で各団体の発表を聞きました。少なくとも消防庁はまだ、団体によって差別をしないようです。(瑞穂支部 藤田久美子)

低周波音被害アンケート ご協力のお願い

6月末に原告の皆さんの世帯へ低周波音被害アンケート用紙をお送りしました。すでに返信してくださった方々へ御礼申し上げます。まだ提出されていない方は、7月末日をまでに同封の返信用封筒を利用して原告団事務所に送りください。



6月5日、「オスプレイ飛ばすな！首都圏行動」が開催され、100人が日比谷野外音楽堂に集まった。全国基地爆音訴訟連絡会議の各原告団代表が壇上でアピールしました。

原告団活動日誌

- 5/17 原告団ニュース第42号発行・発送作業
- 5/18 弁護団会議に出席
- 5/21 第五次厚木基地爆音訴訟 横浜地裁第1回口頭弁論傍聴支援
- 5/25 東京高裁第1回口頭弁論、報告集会、第3回進行協議
高裁前にて訴訟リーフレット配布
- 5/29 団費請求書発送作業
- 5/30 訴訟リーフレットを支援団体へ発送
- 6/5 全国基地連事務局長会議、「オスプレイ飛ばすな！」日比谷集会へ参加。集会参加者へ訴訟リーフレット配布
- 6/6 第43回全国公害被害者総行動デー、集会デモ・政府交渉(外務省/防衛省/環境省/国交省)・総決起集会
- 6/11 定例事務局会議
- 6/12 オスプレイ横田配備反対連絡会会議に出席
- 6/16 オスプレイ横田配備反対署名宣伝行動@押島駅南口
- 6/18 第64回原告団幹事会
- 6/19 弁護団会議に出席
- 6/20~6/26 オスプレイ横田配備反対連絡会として周辺自治体要請
- 6/26 原告団ニュース編集会議
- 6/27 低周波音被害アンケート発送作業
- 7/9 定例事務局会議
- 7/11 裁判支援の都区内の団体へ協力要請行動
~7/12
- 7/14 オスプレイ横田配備反対署名宣伝行動@福生駅東口
- 7/15 訴訟リーフレット配布行動@フレンドシップパーク
- 7/17 第65回原告団幹事会